

◎新潟県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

種類 十日町都市計画道路

名称 3・3・1号 高山太子堂線

3・4・4号 稲荷町線

3・5・7号 本町西線

3・5・8号 山本高山線

3・5・12号 本町東線

3・5・14号 新座四日町線

3・5・15号 川治明石町線

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課